

規範の社会学(1)

友枝, 敏雄

九州大学大学院人間環境学研究院 : 教員 : 理論社会学, 社会システム論

<https://doi.org/10.15017/939>

出版情報 : 人間科学共生社会学. 2, pp.109-124, 2002-02-15. 九州大学大学院人間環境学研究院
バージョン :
権利関係 :

規範の社会学(1)

友枝敏雄

- 1 秩序問題の鍵概念としての規範
- 2 規範を捉える視点
- 3 規範の生成論的説明 (本号)
- 4 規範の機能論的説明 (次号)

要 旨

規範は、人間以外の動物にはなく、ヒトという種に固有なものであるから、社会秩序を考察するさいの鍵概念になりうる。本稿では、規範に「約束事としての側面」と「のぞましきとしての側面」とがあることを指摘した上で、まず、規範の生成論的説明として、(1) 社会的行為の規範的性格ということ、デュルケームの社会的事実およびハーバーマスの普遍的語用論にそくして説明し、(2) 行為と規範との関係を、ギデンズのいう実践 (practice) と規則 (rule) との関係を援用しながら考察する。つぎに、規範の機能論的説明を試みるなかで、規範の実証的研究の可能性をさぐる。

キーワード：規範、行為 (実践)、ギデンズ

1 秩序問題の鍵概念としての規範

秩序問題 本稿は、規範を鍵概念にして、社会秩序の考察を試みるものである。

社会秩序の問題、いわゆる秩序問題は、パーソンズ (Parsons, 1937) がホップズ問題として論じて以来、理論社会学の中心的なテーマになっている。

理論社会学の1つの目標は、より一般的・普遍的なレベルで、社会秩序のメカニズムもしくは社会的な事象の法則性を明らかにすることにある。

しかし社会科学が近代社会の解剖学であり、社会学が、社会諸科学のなかで、近代の自己認識の学として成立したことから明らかなように (友枝, 1998)、より一般的・普遍的なレベルで社会秩序を問題にするといっても、主たる関心が近代社会の秩序にあることはいうまでもない。

近代社会の秩序を制度の面から捉えると、資本制 (capitalism)、市場、近代民主政 (democracy)

といったことが研究対象になるし¹⁾、思想の面に注目すると、個人主義、合理主義、科学主義といったものが研究対象になる。

ここで近代社会という場合、人類史においてはじめて近代社会を誕生させた西欧社会あるいはその派生態としてのアメリカ社会を念頭においていることはいうまでもない。社会理論がどんなに普遍や一般を志向しようとも、その社会理論を提唱する研究者の生まれ育った社会を反映していることは事実であるし、ある意味では当然であろう。この例として、よくいわれることだが、マルクスの社会理論が当時としては、いかに画期的なものであったとしても、19世紀初頭のヨーロッパ社会を前提にした社会理論であったことは否定できない。具体的には、(1) 発展段階論を中心とする唯物史観が、ヨーロッパ中心史観であり、東洋、イスラム世界は十分に考慮されていないこと、(2) 科学・技術や労働の形態の理解が、19世紀前半の科学・技術の発展の状態にとどまっていること（いうまでもなく19世紀前半には、電話もラジオも自動車もテレビも飛行機も存在しなかったし、電子メールも人工授精も不可能だった。）である。結局、マルクスの社会理論には、19世紀という時間とヨーロッパという空間とが色濃く刻印されているのである。

この社会理論の時代拘束性、空間（＝社会）拘束性という事実を承認するならば、日本の社会学者は、その研究の志向性として、日本社会の秩序の解明へと向かうことも重要であろう。つまり社会科学が本来的に、時代拘束性と社会拘束性を免れえないのであれば、時代拘束性と社会拘束性を十分に自覚した上で、自社会の研究に向かうことが肝要であるし、その結果、すぐれた研究もなされるのではないかということである。たしかに自社会の人間は、他の社会の人間に比べて、自社会のことに精通しているから、すぐれた研究がなされる可能性は高いといえる。しかし、そうだからといって、他社会の人間が、他社会についてすぐれた研究をなしえないということではない。たとえばベネディクトの名著『菊と刀』（Benedict, 1946＝1948）に象徴的に示されているように、外国の研究者によるすぐれた日本社会論もしくは日本人論は枚挙にいとまがない。

要するに、日本の社会学者が近代社会の秩序を分析するさいには、その研究が、理論としてすぐれていると同時に、日本社会の秩序の解明に有効であることが要求されているのである。そこで本稿でも、この2つの要請にこたえることにしたい。その方法として、社会秩序一般について考察するが、その考察が日本社会の分析にどこまで有効であるかということもあわせて論ずることにする。

社会秩序が成立している状態 秩序問題考察の出発点として、社会秩序が成立している状態を考えておこう。社会秩序がある状態を具体的に考えてみると、社会において、正常と異常、健康と病気、合法と違法、正義と不正義といった二項対立が明白になっている状態だと考えられる。勿論、現実の社会では、この二項対立の線引き（つまり正常と異常、合法と違法といったものを分かつライン）が曖昧になっていることもしばしばあるのだが、どちらかといえば曖

味さが少ない場合には、社会秩序が成立しているといえよう。これに対して、社会秩序が成立していない状態とは、この二項対立の線引きが有効に機能せず、曖昧化している状態をいう。たとえば合法かそれとも違法かがはっきりしない状態は、無法状態という言葉があることからわかるように、法による支配がなされていないのであるから、社会秩序が成立していない状態である。したがって社会秩序 (social order) が成立している状態の対極にあるのは、社会混沌 (social chaos) の状態であるといえる。

社会秩序が成立している状態を、このように考えることができるならば、社会秩序が成立しているということは、社会に規範が創出している、あるいは社会にルールが存在しているということである。つまり規範・規則 (ルール) が有効に作用していることが、社会システムに秩序が成立している状態に他ならないのである²⁾。

2 規範を捉える視点

第1の問いと第2の問い 規範というものの性格を明らかにする作業の出発点として、いくつかの問いを提示してみよう。まず2つの問いをあげる。第1は、「サルに道徳はあるのか」という問いであり、第2は、「規範は歴史貫通的なものか、それとも歴史的なもの (時代によって変わるもの) なのか」という問いである。

まず第1の問いに答えるにあたり、第1の問いでは、道徳が規範の1つのタイプであるという前提に立っていることをおことわりしておく³⁾。

この前提に立った上で、第1の問いを考えると、おそらく動物 (その典型としてサル) には、学習能力はあるが、道徳はないという答えになるであろう。いうまでもなくニホンザルの集団が、ボスザルを筆頭にした厳然たる秩序をもっていることは有名な事実だが、この状態はサル集団に秩序があることを示しているが、その秩序に規範が作用しているとは考えることはできない。つまりそこに、何らかの当為 (Sollen) もしくは正義 (justice) の観念にもとづいて秩序が成立しているとは考えられないのである。

レヴィーストロースが名著『親族の基本構造』(Levi-Strauss, 1949) で鮮明に示している問題意識は、人間社会を自然から区別するものは何か、自然から文化へと媒介するものは何かという問いである。この問いに答えるものとして、彼が目にしたのが近親相姦の禁止 (incest taboo) という現象であった。なぜなら、地球上にはきわめて多様な文化があり、社会ごとに異なる文化がある。にもかかわらず、近親相姦の禁止は、いかなる社会にも普遍的にみられる現象だからである⁴⁾。レヴィーストロースによれば、近親相姦の禁止は、互酬性の規則にもとづく女性の交換システムによって可能になる⁵⁾。この婚姻規則、すなわち互酬性の規則にもとづく女性の交換システムこそが、社会秩序を成立させるのであり、レヴィーストロースによって示された規則の体系が、本稿でいう規範なのである。

第1の問いへの答えから明らかのように、いかなる社会にも規範は存在することが明らかに

なったので、第2の問い、「規範は歴史貫通的なものか、それとも歴史的なもの（時代によって変わるもの）なのか」という問いを考えてみよう。

規範の1つのタイプである法について考えてみると、近代以降の社会では、「法による支配」および「法治国家」を実現することが目標にされている。そしてこの目標は、法律は変更可能であるという前提のもとに追求される。つまり近現代の社会秩序の根幹が、法による支配にあり、しかもその法が変更可能であることを想起するならば、規範は歴史的なもの（時代によって変わるもの）だということになる。この答えは、さらに人類学における文化相対主義の立場からの「規範は、文化や社会によって異なる」という主張によって、補強される。かくて、「規範は、時間的にも、空間的にも限定された範囲でしか成立しない、いわばローカルなものだ。」という1つの解答が導出される。

しかし文化相対主義への批判があることから示唆されるように、規範をローカルなものとして捉えることには、反論がある。この反論には、2つある。1つは、そもそも科学的知識が普遍性・客観性を標榜するかぎり⁶⁾、規範に関する言明も、何らかの形で普遍的・客観的でなければならず、ローカルな科学的知識というものは、形容矛盾であって、原理的にありえない、「規範はローカルな知識だ」だという言明は、規範に関する研究は科学的知識になりえないといっているに等しいから、承認されないという反論である。

もう1つの反論は、前述したように、規範は当為（Sollen）や正義（justice）の観念と関連しているから、規範には何らかの「のぞましさ」がこめられている。その典型は道德であり、「いかなる社会にも道德は存在するから、規範は歴史貫通的なものだ」という反論である。この反論を平易に言えば、「殺人を認めるような社会は、地球上どこにもないはずだ。ゆえにいかなる社会にも共通する規範はあるのだ。」という主張になる。

このように、「規範は歴史貫通的なものか、それとも歴史的なもの（時代によって変わるもの）なのか」という第2の問いに対する解答が、どちらかに収束しないのは、まさしく規範に2つの側面があることを示している。つまり規範には、「約束事としての側面」と「のぞましさとしての側面」があるのである。「約束事としての側面」とは、法が変更可能であること、さらに具体的に言えば、交通法規が遵守されなければ大事故になるし、スポーツのゲームのルールが守られないとゲームは成立しないが、あくまで約束事であることに明らかである。これに対して、「のぞましさとしての側面」とは、規範が当為や正義の観念と関連していることから明らかのように、「善きこと」の表現であることである。

結局、規範を研究することの難しさは、規範に「約束事としての側面」と「のぞましさとしての側面」という2つの側面があることに由来する。規範が、「約束事としての側面」のみであれば、規範の時間的・空間的な変化を論ずれば、研究として十分に成立する。ところが、「のぞましさとしての側面」があるから、のぞましさを判断する規準は何か、判断する規準の妥当性は、何によって保証されるのかという難問が生ずる。さらにこの難問は、中立性・客観性を標榜する科学研究に、一種の価値判断をもちこむことはよいのかという科学研究の根

幹にかかわる難問を提起する⁷⁾。

社会学の世界において、有名なあのマックス・ヴェーバーの価値判断排除の議論をもちだすまでもないが、価値や規範を科学的研究として行なうことの難しさは、ここにある。ともあれ、規範には、「約束事としての側面」と「のぞましきとしての側面」という2つの側面があることをふまえて以下の議論を進めることにする。

第3の問い 規範の性格を明らかにする作業として、2つの問いについて考えたので、さらに第3の問いについて考えてみよう。第3の問いとは、規範をすべて成文化することは可能であるかという問いである。たしかに、規範の定義の仕方によって、この問いへの解答が異なってくることは、避けられない。しかし、ひとまず規範の定義の問題を棚上げにして、この問いを考えてみると、答えは「不可能である」となる。その理由として、2つ考えられる。

第1の理由として、人々がほとんど無意識的に行なっている慣習的行動（しきたり、マナー、エチケット）は、何が礼儀正しい行為なのかがはっきりしているにもかかわらず、成文化されていないという事実がある。デュルケームの有名な言葉、「契約の非契約的要素」を、ここでの文脈に援用するならば、規範の背後には文化（行動様式）あり、その文化をすべて言語で表現するのは不可能だという言明になる。

第2の理由として、たとえ成文化され、明示化された規範であっても、人々がその規範にかなった行動をしているかどうかをチェックする人がいるという事実をあげることができる。この事実から、成文化されているものは、規範を100パーセント表現したものではなくて、規範の部分集合だと考えられるのである。ここでいう規範にかなった行動をしているかどうかをチェックする人の具体的な例として、野球のゲームであれば、アンパイア（審判）を、法による制御（司法制度）であれば、裁判官や法解釈学者をあげることができる。

以上から明らかかなように、規範の背後には文化があるから、規範の全貌を記述することは困難である。したがって規範の科学的研究においては、日常生活で観察可能であり、記述可能な部分は、規範の確実な部分であるし⁸⁾、誰にでも認識可能であるから、この確実な部分を、研究のスタートとすべきであろう。さらにいえば、この確実な部分から周辺の曖昧な部分へ、どこまで到達できるかどうか、すぐれた研究になるかそれとも凡庸な研究になるかの分岐点がある。

規範の研究方法 規範の研究方法には、つぎの2つがある。1つは、規範の存在を所与とせず、規範の存在そのものを問う方法である。つまりある説明変数(=要因)によって、規範の存在や生成を説明しようとする方法である。これに対し、もう1つは、規範の存在を所与として、規範が社会のなかでいかに作動し作用しているかを、明らかにしようとする方法である。前者の方法を、規範の生成論的説明と呼ぶならば、後者の方法は、規範の機能論的説明と呼ぶことができる。以下、規範の生成論的説明と機能論的説明を試みるのであるが、その前に規範

に暫定的な定義を与えておこう。

規範の暫定的定義 規範とは、奨励のルールと禁止のルールからなるルールの複合体であると定義しておく。

この定義のポイントは2つある。第1に、従来の規範の定義と同様に、規範をサンクションとの対応で考えていることである。サンクションとは、行為者の行為遂行（performance）に対する他者の反応（reaction）のことであり、行為を是認し、賞を与えて奨励しようとするものと、逆に行為を否認し、罰を与えて阻止しようとするものがある。前者は正のサンクションと呼ばれ、後者は負のサンクションと呼ばれる。二者関係においては、たとえば自我の行為に対して他者がほめることは、正のサンクションの行使であり、非難することは負のサンクションの行使である。サンクションを、自我と他者との観点からみると、他者からの役割期待と自我の行為との合致の程度を確認し、相互に行為を制御する機能をもつにすぎないが、社会システムの観点からみるならば、規範にかなっているかどうかチェックされることによって、社会統制（social control）の機能をはたしている。したがって規範とサンクションの行使とは、表裏一体の関係にあるといえる。さらに、自我の行為を積極的にほめたり、奨励したりしないまでも、黙認・受容することまで、広い意味での正のサンクション行使に含めるならば、我々の社会的行為は、すべてサンクションの行使を伴っているということになる。つまり我々の行為は、すべて「……すべし」という行為と「……すべからず」という行為とに、判然と区別されていることになり、表・1のように整理できる。

第2は、ルール（規則）という言葉、規範を補足するさいに用いていることである。すでに述べたように、社会秩序もしくは規範のなかに、何らかののぞましさを志向している側面を認めるならば、規範という言葉を用いるべきであろう。逆に、人間社会の仕組みをまったく中立的にながめることを強調するならば、ルール（規則）という言葉を用いるべきであろう。たしかに規範という言葉を用いるのがよいか、それとも規則という言葉を用いるのがよいかを、アプリアリに判断する規準はない。しかし人間というものが理想や夢を追い求める存在であることや、社会科学の1分野として、社会計画論、社会政策という学問があることは、多くの人が承認するところである。そこで本稿では、規範という言葉を中心に用いることにし、規則（ルール）という言葉は、副次的に用いることにしたが、前述したように、規範と規則とを同義なものとして捉えている⁹⁾。また本稿で取り上げる学者が、規則という言葉を用いているときには、そのまま規則という言葉で引用することにした。

筆者の見る限り、人類学の世界では、レヴィーストロースの影響が大きいためか、規範よりも規則（ルール）という言葉を用いることが多い。また言語学では、文法規則という言葉があるように、規則という言葉が用いられる。しかし社会学の世界では、ある社会が有する理念や価値を重要な研究対象としてきたので、これまで規範という言葉が用いられてきた。本稿での筆者のスタンスも、社会学のオーソドックスな用語法にしたがったものである。

表・1 行為とサンクション

	他者の反応	サンクション
行為	是認・奨励 黙認・受容	正のサンクション：「……すべし」
	否認・禁止	負のサンクション：「……すべからず」

3 規範の生成論的説明

社会的事実 規範を考えるさいにヒントになるのが、デュルケームのいう社会的事実である。彼は、「社会的事実とは、固定化されていると否とを問わず、個人のうえに外部的な拘束を及ぼすことができ、さらにいえば、固有の存在をもちながら所与の社会の範囲内に一般的にひろがり、その個人的な表現物から独立しているいっさいの行為様式のことである」(Durkheim, 1895, 訳, 69頁)と定義し、有機体的な現象および心理的な現象から区別されるものとした。平易に言えば、私たちの行為のなかには、なぜそうしなければならないのか、明確な理由が行為者にはわからないにもかかわらず、行為者がそうしなければならないと感じ、そう行なう行為があるが、この行為がまさしく社会的事実なのである。デュルケームは、具体的には、法の規則、道徳、宗教教義、金融制度や社会的潮流（たとえばひとつの集会のなかに生じる熱狂、憤激、憐憫などの大きな感情の動き）(Durkheim, 1895, 訳, 56頁)をあげている。我々日本人であれば、たとえば結婚や出産などのさいに、お祝いをもらったら、返礼しなければならないと思ひ、返礼する行為をあげることができる。さらにデュルケームは社会的事実を、集合生活の行為様式と集合生活の存在様式とに区別して、前者には、法、道徳、信念、慣習、流行があてはまり、後者には、特定地域上の人口分布、交通路の数や性質、居住の形態などがあてはまるとしている。

社会的事実という概念に表現されたデュルケームの慧眼は、私たちの行為が規範的性格を帯びていることを的確に指摘している。つまり、行為が社会性を有する限り、その行為は文化に影響されているから、文化のなかに沈殿する規範の影響を受けているということである。

このデュルケームによる社会的事実の指摘を、橋爪大三郎(1985, p.145)にならって言い換えるならば、事実＝規範の二重性といえる。勿論、橋爪の場合には、正確には、言語ゲームが事実＝規範の二重性をもつと知っているのであるが、社会的行為は規範的性格を帯びているということと同義であると考えてよいであろう。

以下では、社会的行為が規範的性格を帯びているということ(事実＝規範の二重性)を、ハーバマスの普遍的語用論のアイディアとギデンズにおける実践と規則に関する考え方を援用しながら、考えてみよう。

普遍的語用論 ハーバーマスの提唱する普遍的語用論は、ウィトゲンシュタインの言語ゲーム論およびオースティンの言語行為論を摂取した上で、作り出されたものである(中岡, 1996)。

周知の通り、言語の分析方法には、言葉と言葉との関係を扱う統辞論 (syntacitics) と、言葉と対象との関係を扱う意味論 (semantics) と、言葉とそれを使用する人間との関係を扱う語用論 (實用論) (pragmatics) とがある。ハーバーマスは、この語用論を吸収し、さらなる展開を試みたものとして、普遍的語用論を提唱する。ハーバーマスのいう普遍的語用論とは、ある人がある命題 (=ある言語行為) をいうときには、その人は、その人の環境ともいべき世界に対して、妥当性を要求しているのであり、その妥当性の内容が世界の違いに応じて異なることを、定式化しようとするものである。

ハーバーマス (Habermas, 1981) によれば、我々人間の世界は、客観的世界、社会的世界、主観的世界の3つからなる。客観的世界は、人と自然 (物質) との関係の世界であり、社会的世界とは、人と人との関係の世界であるし、主観的世界とは、個人のパーソナリティシステムというべき世界である。そして客観的世界では、言語行為が客観的事実にもとづいているかどうかという真理性 (Wahrheit) が要求される。つぎに社会的世界では、言語行為が規範にてらして正しいかどうかという正当性 (Richtigkeit) が要求される。最後に主観的世界では、言語行為が発話者の気持を誠実に表現しているかどうかという誠実性 (Wahrhaftigkeit) が要求される。そして、コミュニケーション行為とは、これら3つの妥当要求 (真理性、正当性、誠実性) のうちのどれか1つを要求してなされるし、あるいは3つの妥当要求のうちの1つを適切に満たしていれば成立する行為だとされる。

かくて社会的行為が規範的性格を帯びているということを、ハーバーマスの普遍的語用論にそくして考えるならば、(客観的世界でもなく、主観的世界でもない) 社会的世界において、社会的行為が流通するということは、当該の社会的行為の正しさが規範にてらして保証されたということである¹⁰⁾。それでは、行為と規範との関係は、どのように考えたらよいであろうか。

実践と規則 この問いを考えるにあたり、参考になるのが、実践 (practice) と規則 (rule) との関係についてのギデンズの考察である。

第2世界大戦後の行動科学の台頭のもとに、アメリカ社会学では、行為 (action) もしくは社会的行為 (social action) が社会学的分析の最小の単位とされてきた。このことは、パーソンズが、『社会的行為の構造 (The Structure of Social Action)』というタイトルの書物を、すでに戦前の1937年に刊行していることや、パーソンズとシルズの編集になる『行為の総合理論をめぐって (Toward a General Theory of Action)』という書物が、1951年に刊行されていることに明らかである。

これに対して、ギデンズは行為 (action もしくは conduct) という言葉よりも、実践 (practice) という言葉に注目する。ギデンズによれば、私たちの日々の活動の中核は、行為としてではなくて、実践としてなされているのである。このように行為と実践との差異を強調す

るギデンズのねらいは、行為という言葉がもっぱらヴェーバーのいう目的合理的行為を念頭においており、行為者の意図や目標志向性を重視しているのに対して、実践という言葉によって日々の生活のなかで慣例として行われていることを強調したいからである。ギデンズが人間の日々の活動でもっとも注目するのは、ポラニーのいう暗黙知 (tacit knowledge) にもとづいてなされる活動である (Polanyi, 1956)。

ポラニーのいう暗黙知とは、たとえば釣りの名人は、うまく魚を釣る方法を言説的に説明することはできないが、うまく魚を釣る技術を体得していることであり、あるいは私たちは父親の顔を一瞬にしてイメージすることはできるが、それを言葉で表現することはできない、そういう知識のことである。

この暗黙知をヒントにして、ギデンズは、行為主体のパーソナリティーは、言説的意識 (discursive consciousness)、実践的意識 (practical consciousness)、無意識 (the unconscious) の三層構造からなるとしている。言説的意識とは、「意識にもたらされてそこにとどまることが可能な意識」(Giddens, 1979, p.25, 訳27頁) であり、「行為者が、行為者自身の行為の条件も含む社会的条件について、話したり言語的表現を与えることのできるもの、すなわち言説的形態をもつ意識」(Giddens, 1984, p.374) である。これに対して実践的意識とは、「社会制度についての非言説的であるが、無意識でない知識」(Giddens, 1979, p.24, 訳27頁) であり、「行為者が、行為者自身の行為を含む社会的条件について知っているが言説的に表現できないもの」(Giddens, 1984, p.375) である。実践的意識は、「行為を実行するさいにたくみに用いられるが、行為者が言説的に定式化できない暗黙知」(Giddens, 1979, p.57, 訳61-2頁) である。

この三層構造のなかで、ギデンズが注目するのは、いうまでもなく実践的意識である。なぜなら、ギデンズは人間の日常の活動の多くが、この実践的意識に支えられていること、各行動はいちいち言説的に説明できるわけではないが、行為者はそれなりの理由をもっていることを強調したいからである。このようなギデンズの主張は、彼の人間理解にも明らかである。

社会的実践 (social practice) の再帰的秩序化にもっとも関係しているのは、反省的な形をとる行為主体 (agent) の理知性 (knowledgeability) である。…………… (中略) …………… 人間であるということは、目的をもつ行為主体であるということであり、これは自分の おこないはいくつかの理由があるし、もしその理由をたずねられれば、その理由を (うそをつくことを含めて) 言説的に述べることができるということである (Giddens, 1984, p.3)。

理知性 (knowledgeability) という言葉に明瞭に示されているように、行為者は自分の遂行する行為について目的や理由をすべて知っているわけではないが、何らかの知識を有しているとギデンズは考える。さらに「人間の行為 (action) は、認知 (cognition) がそうであるよう

に、行為の持続 (durée)、すなわち行為 (conduct) の連続的な流れとして生起するのだ」(Giddens, 1984, p.3) と述べていることから明らかなように、ギデنزは、人間の行為はバラバラの意図、理由、動機が集計されたものとして成り立っているのではないとしている。これは、ギデنزが行為を要素に分解して捉えようとする要素還元主義的な行為理解 (行動科学の常套手段的な理解) に反対し、行為をそれが生起するコンテキストに位置づけ丸ごと理解しようとする立場に立っていることを示している。

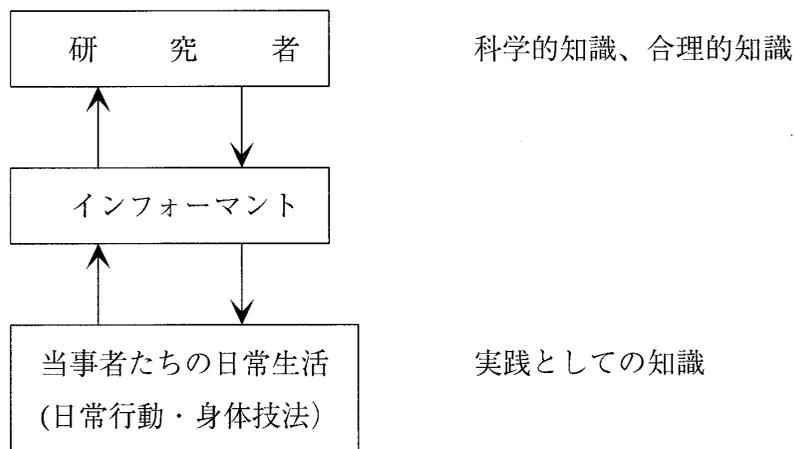
二重の解釈学、知識の二重性 行為ではなくて実践に、言説的意識ではなくて実践的意識に注目するギデنزの姿勢は、社会科学が二重の解釈学である、さらには知識には二重性があるという考え方につながっている¹¹⁾。

二重の解釈学とは、行為者 (actor) が日常生活のなかで活動していくために解釈している (意識的にであれ、無意識的にであれ) ことや知っていることを、さらに学者が解釈し、科学的説明をすることである。つまり社会科学的な知識は、日々の生活のなかで人々が解釈している意味の枠組 (frame of meaning) と、いわば科学的説明のために社会学者よってつくり出された意味の枠組 (frame of meaning) とからなっているのである (Giddens, 1984, p.374)。

このギデنزの考えを捉え直すと、我々が社会を営む上で用いる知識は二重である、つまり知識には二重性があるという考え方になる。1つは、我々が日々行動するさいに用いる知識である。日常生活で用いる知識は、当の行為者が行為するたびに言語化することはない。たとえば朝起きて、顔を洗い、朝食をとるといった行動は、これまでの学習によって身体技法になっているものである。もう1つは、身体技法や日常生活の行動を、科学的に説明したり、自然、社会、文化の現象をメカニズムや因果関係として説明する知識である。これは言語化された知識であり、他者に説明可能にされた知識である。前者の知識の例として、慣習的行動や集団の年中行事が考えられるから、これを実践としての知識と呼ぶことができる。これに対し、後者の知識は、言語によって説明可能であるから、科学的知識、合理的知識と呼ぶことができる。

知識の二重性は、人類学における知識の多層性という考え方ときわめて近い。人類学では、研究対象とする社会 (ほとんどの場合、異文化) に生きる人々の日常活動を観察し、そこからその社会を支えている構造や象徴世界を抽出しようとする。この場合、現地の人々が日常行っている行動は、当事者によって意識化されたり言語化されたりすることはなく、あるのは日々の実践と身体技法のみである。そして当事者たちの理知性 (knowledgeability) を承認するならば、彼ら／彼女らの行動は、実践としての知識に支えられていると考えられる。

これに対し当事者たちの日常生活をインフォーマントをとおして観察し、記述する研究者は、記述によって合理的知識や科学的知識を生み出そうとしているから、科学的説明、合理的精神に支えられていると考えられる。この知識の二重性を図示すると、図・1のようになる。



図・1 知識の二重性

知識の二重性を明瞭に示しているのが、宗教という現象である。宗教には、実践としての宗教という側面と、信仰 (belief) としての宗教という側面とがある (関、2000)。実践としての宗教の典型は、当事者たちに、それが宗教の一環であると十分に自覚されることなく行なわれている儀礼や年中行事であり、日本人の多くが行なう初詣、入試合格のための神社への祈願、お墓参りなどはこれにあたる。これに対し信仰としての宗教とは、特定の神を信仰することであり、当事者に意識された行為のことであり、信仰の対象になるのが教義である。

二重の解釈学、知識の二重性の考え方を、ハーバーマスのひそみにならっていうならば、生活世界からの社会の構想であり、合理性の背後にある生活世界の復権をめざすものだといえよう。

構造の二重性 それでは、ギデنزは、実践と規則との関係をどのように考えているのであろうか。彼は、実践と規則との関係を、彼の社会理論の核心である「構造の二重性」の一環として考えている。

レヴィーストローに代表される構造主義思想を渉猟したギデنزは、構造概念とシステム概念をつぎのように定義する (Giddens, 1979, p.66, 訳、71頁)¹²⁾。

構造：社会システムの特長として組織化される規則と資源。構造は「構造特性」としてのみ存在する。

システム：行為者間、集合体間の再生産された関係。規則的な社会的実践として組織化される。

この定義をふまえて、ギデنزは構造化と構造の二重性について、つぎのように述べている。

構造化の概念が意味するのは、構造の二重性である。構造の二重性は社会生活の基本的な再帰的性格に関係しており、構造と主体的行為 (agency) との相互依存性を示している。構

造の二重性によって私が示したいのは、社会システムの構造特性は社会システムを構成する実践の手段であるとともに帰結である、ということだ。……（中略）……構造化の理論では、主体（行為者）関係する構造特性は客体（社会）にも関係している（Giddens, 1979, pp.69-70, 訳、75頁）。

構造化の考え方にとって重要なのは、構造の二重性の定理である。複数の行為主体による構成と複数の構造による構成とは、それぞれ独立な現象すなわち二元論ではなくて、二重性であることを示している。……（中略）……構造は拘束と同義なのではなくて、拘束するとともに可能にするものでもある（Giddens, 1984, p.25）。

これから明らかなように、実践が構造によって拘束されるとともに構造を生成していくことが、構造の二重性である。つまり行為主体が規則・資源を利用して社会的実践を遂行していく〈規則・資源 → 実践〉という側面と、逆に社会的実践を通して規則・資源が生成されてくる〈実践 → 規則・資源〉という側面とが、同時に行なわれることが、構造の二重性に他ならないし、規則・資源と実践とは、相互作用するものもしくは相互連関するものとして位置づけられている。したがって本稿の主たる問いである社会的行為の規範的性格（事実＝規範の二重性）は、ギデنزにおいては、構造の二重性（規則・資源と実践との相互作用）として考えられているといえる。

ここで社会的行為の規範的性格というテーマから少し離れて、ギデنزの社会理論固有の問題にふれておく。それは、なぜ、ギデنزが構造を定義するさいに、規則のみですっきり論じる方法をとらないで、資源ということを加えているのかという疑問である。ギデنزが影響を受けているワイトゲンシュタインにならうならば、〈規則 ⇄ 資源〉という図式でよかったはずである。しかるにギデنزのワイトゲンシュタインに対する最大の不満は、ワイトゲンシュタインにおいては、権力関係（支配する者と支配される者との関係）が十分に論じられていないことであった。実践と構造との関係を論ずるのであれば、当然のことながら、これら2つの媒介項である制度も分析されなければならないし、制度を分析するさいには、権力関係も射程に入れなければならない。

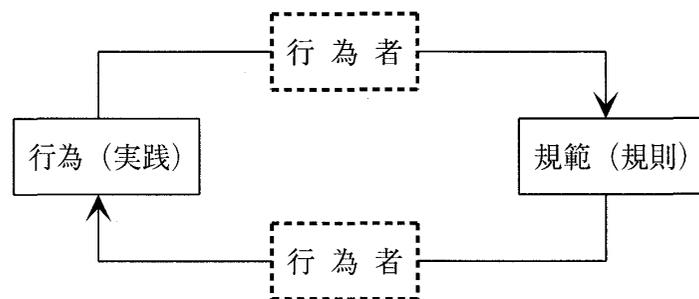
ワイトゲンシュタインの陥った最大の難点は、実践を規則と関係づけるのみで、権力関係を論じていないことである。かくて「権力関係が社会理論の中核である」（Giddens, 1979, p.68, 訳、73頁）と考えるギデنزは、資源の概念の重要性を強調するのである。そして彼は、資源の保有の多少が権力関係を生み出すこと、資源が権力関係の生成・維持に用いられることなどを論じている。

たしかに社会理論における権力関係、権力現象の重要性を否定する人はいないであろう。しかしギデنزの理論体系のなかで、資源という概念は突然登場しているという印象があるし、権力概念が理論体系のなかに整合的に位置づけられているようにも思われ¹³⁾ない。

しかもギデنزは実践を考えるさいに、ウィトゲンシュタインの「規則にくしたがう」ということはひとつの実践である」(Wittgenstein, 1936-49, 訳、163頁) ことを受容して、「規則を知ることとは、ウィトゲンシュタインの述べるように、「いかに続けるかを知っていること」であり、規則にしたがったゲームの仕方を知っていることである。規則を知ることによって規則と実践が結びつく。規則は実践を生み出す。」(Giddens, 1979, p.67, 訳、72頁) と述べている。さらに規則には、構成的規則 (constitutive rule) の側面と規制的規則 (regulative rule) の側面とがあると述べている (Giddens, 1979, p.66, 訳、71頁)。構成的規則とは、たとえばチェスのゲームの規則のように約束事であり、もっぱら行為者相互の理解によって成立する規則である。これに対して、規制的規則とは、たとえば「他人のものを盗むな」という道徳のように、道徳にもとづいて成立する規則である。本稿で論じてきた、規範における「約束事としての側面」が、構成的規則に対応し、「のぞましさととしての側面」が規制的規則に対応していることはいうまでもない。

以上から明らかのように、ギデنزの理論体系のなかでは、資源よりも規則が重視されていると考えられる。したがってギデنزのいう実践と規則との関係は、本稿での行為と規範との関係にほぼ対応するものだといえよう。

行為と規範との相互循環 行為(実践)と規範(規則)との関係を、あえて分析的に図示すると、図・2のようになる。行為と規範とは、表裏一体のものだから、図・2のように分けて図示すること自体無意味だという考えもある。さらに行為と規範とが相即的に発生してくることを説明が重要だという考えもある。しかし分析的に捉えることが科学的説明の第1歩だと考えるならば、図・2のような図も承認されるであろうし、本稿では、行為と規範とは一応別個なものとして、社会的世界に存在しうるし、科学的説明のための分析ができるという立場に立つことにする。かくて次節では、規範の機能論的説明を試みることにしよう。



図・2 行為と規範との相互循環

(つづく。4節以降は次号に掲載予定。)

注

- 1) 富永(1981)は、制度を役割期待のルールの複合体であると定義した上で、役割期待のルールにしたがって形成される具体的な人間のあつまりを制度体と呼んでいる。制度体は社会集団と同義であり、制度と制度体との関係を例示すると下のようになる。

制 度	制 度 体
資本制	私企業、株式会社
近代民主政	政党、議会
地方自治制	都市、村落
一夫一婦制	近代の核家族

- 2) 規範と規則(ルール)という概念の本稿での使い方は後述するとおりであるが、規範と規則(ルール)とを同義なものとして理解するのが、本稿の基本的な立場である。
- 3) 規範の分類については、後述する(第4節参照のこと)。
- 4) ここでは、近親相姦の禁止という現象が、ヒトという種に固有なものであって、類人猿、サルなどにはないという前提に立っている。しかし最新の科学的知見によって、本当に類人猿やサルに近親相姦の禁止がないのかどうかを、検討する必要があることはいうまでもない。
- 5) ここでは、レヴィーストロースの用語法にしたがって、規範ではなくて規則という言葉を用いておく。
- 6) ポストモダン思想が、科学的知識の普遍性・客観性に懐疑的であることは明らかだが、従来の科学観にかわるものを提示しているかということ、はなはだ疑問である。
- 科学的知識の普遍性・客観性自体を問うことは、社会学的研究のメインテーマではない。勿論、このテーマを若干ずらして、知識と社会との関係という視点から、知識社会学として研究することは可能である。しかし、このような知識社会学的な研究を行なうことが、本稿の課題ではないから、知識の客観性というテーマについては、これ以上取り上げないことにするが、科学的知識は、何らかの形で普遍性・客観性を担保されなければならないというのが本稿の基本的な立場である。
- 7) 筆者が、価値判断の問題を論じたものとしては、拙稿(友枝、2000)がある。これは、社会学の研究法を理論に接続するさいに、価値判断がどのように関係してくるかを検討している。
- 8) この点は、橋爪(1985)の指摘に負っている。さらに懐疑的に考えるならば、観察可能であり記述可能な部分が、本当に規範の本質的な部分なのかという疑問が生ずる。ただこの問いを大上段に振りかぶって論ずることは、社会学的研究の守備範囲ではないから、問わ

ないことが重要であると指摘しておく。なぜなら、社会学が現実科学もしくは実証科学（経験科学）であるとするならば、観察可能な部分もしくは記述可能な部分にこそ、社会学としての最終にして最大の立脚点を求めるべきだからである。またいうまでもないが、現実科学もしくは実証科学であるということは、素朴実在論のみを認めて、推論、演繹、一般化をいっさい認めないということではない。

- 9) 注の2) を参照のこと。
- 10) ハーバーマスの場合、コミュニケーション行為を足掛かりにして、〈社会的なるもの〉の成立の説明を試みているのであるが、〈社会的なるもの〉の1つである規範の存在を前提にして、議論を進めているように思われるし、行為と規範との関係が用意周到に論じられていないような気がする。この点については、もう少しきちんと吟味して、稿を改めて論じたい。
- 11) 知識の二重性ということ、ギデンズが明確にしているわけではない。しかしギデンズの主張の核心を洗練すると「知識の二重性」の考えになるというのが、筆者のギデンズ解釈である。
- 12) ギデンズの構造概念について、もう少し詳しく解説したものとして、拙稿（友枝、2001）がある。
- 13) この問題は、本稿の主題ではないので、ひとまず保留し、稿を改めて論じることにする。

文 献

- Benedict, R.F., 1946, *The Chrysanthemum and the Sword* (長谷川松治訳『菊と刀』社会思想社、1948)
- Durkheim, E. 1895, *Les règles de la méthode sociologique*, F. Alcan (宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波文庫、1978).
- Giddens, A., 1979, *Central Problems in Social Theory*, Macmillan (友枝敏雄・今田高俊・森重雄訳『社会理論の最前線』ハーベスト社、1989).
- Giddens, A., 1984, *The Constitution of Society*, Polity Press.
- Habermas, J., 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, 2Bde., Suhrkamp (河上倫逸・平井俊彦・徳永恂・脇圭平ほか訳『コミュニケーション行為の理論』全3巻、未来社、1985-87).
- 橋爪大三郎、1985、『言語ゲームと社会理論』、勁草書房。
- 橋爪大三郎、2000、『言語派社会学の原理』、洋泉社。
- Lévi-Strauss, C., 1949, *Les Structures élémentaires de la parenté*, Mouton (馬淵東一・田島節夫監訳『親族の基本構造』上・下、番町書房、1977、1978).
- 中岡成文、1996、『現代思想の冒険者たち27 ハーバーマス』、講談社。

- Parsons, T., 1937, *The Structure of Social Action*, Free Press (稲上毅・厚東洋輔・溝部明男訳『社会的行為の構造』1-5、木鐸社、1974-89).
- Parsons, T., & Shils, E. A., (eds.), 1951, *Toward A General Theory of Action*, Harvard Univ. Press (永井道雄・作田啓一・橋本真訳、『行為の総合理論をめざして』、日本評論社、1960).
- Polanyi, M., 1966, *The Tacit Dimension*, Routedledge & Kegan Paul (佐藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店、1980).
- 關 一敏、2000、「祭祀研究の視角と課題」(関一敏・竹沢尚一郎編、『椎葉の祭り』九州大学文学部比較宗教学研究室)
- 富永健一、1981、「社会構造の基礎理論」(安田三郎ほか編『基礎社会学Ⅳ社会構造』、東洋経済新報社)。
- 友枝敏雄、1998、『モダンの終焉と秩序形成』、有斐閣。
- 友枝敏雄、2000、「社会学の〈知〉へ到達する」(今田高俊編『リアリティの捉え方』、有斐閣)。
- 友枝敏雄、2001、「パーソンズと社会システム論」(情況出版『社会学理論の〈可能性〉を読む』)。
- Wittgenstein, L., 1936-49, *Philosophische Untersuchungen* (藤本隆志訳『哲学探究』ウイットゲンシュタイン全集8、大修館書店)。